

第四十八回 参議院 地方行政委員会 會議録第五号

昭和四十年二月十一日(木曜日)
午前十時十八分開会

委員の異動

二月十日

辞任

山本 利壽君
鍋島 直紹君

補欠選任

大野木秀次郎君
川野 三曉君

出席者は左のとおり。

委員長

天坊 裕彦君

理事

竹中 恒夫君
林 虎雄君

委員

川野 三曉君
齋藤 昇君
加瀬 完君
鈴木 壽君
松本 賢一君
二宮 文造君
市川 房枝君

政府委員

警察庁長官
警察庁保安局長

江口 俊男君
大津 英男君

事務局側

常任委員会専門員

鈴木 武君

本日の会議に付した案件
○銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(天坊裕彦君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。

二月十日付で山本利壽君、鍋島直紹君が辞任され、大野木秀次郎君、川野三曉君が選任されました。

○委員長(天坊裕彦君) 前回に引き続き、銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行ないます。御質疑の方は順次御発言を願います。

○市川房枝君 今度の銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案の内容の一つとして、原則として拳銃等の輸入を禁止することになっておりますね。これはこれでけっこうだと思っておりますが、拳銃とよく似ており、また、ある程度犯罪にも使用されており、被害もあるようないわゆる、玩具といいますが、おもちゃといいますが、そういうものが相当あるわけですね。この警察庁のお出しになりました「警察の窓」の十号に出ておりますが、玩具の拳銃の取り締まりということが出て、それをちょっと拝見したのですが、そういうものについては、この法律は全然関係はないわけですね。

○政府委員(大津英男君) 「警察の窓」の第十号にも書いてございますが、玩具の拳銃につきましても、いままでに金属製の弾丸を発射する機能があるというふうに認めて警告をし、取り締まりを行なってきたという事例もあるのでございませう。ただ純粋に玩具であって、そういう機能がないうという拳銃の玩具、こういうものにつきましても、この法律の対象にはなっておらないというふうなことでございませう。ただ、そういうものを用いまして、やはり恐喝をやるとかいうような犯罪があつたことがあるのでございませうが、この法律の対象にはなっていないということでございます。

○市川房枝君 警告を発したことがあるということをおっしゃいましたけれども、その警告とか取り締まりですね、ここに書いてありますが、それは法律によつてなすつたのか、あるいはただ行政措置としてなすつたのかどうかですね。

○政府委員(大津英男君) そういう機能があると認められるものにつきましては、この法律によりまして警告をし、取り締まりをするという立場でまいっておりますのでございませう。それ以外の純粋の玩具につきましては、この法律の対象としないというところでございませうが、現実には、まあ都道府県におきまして、青少年保護育成条例等が制定されているところでは、不良玩具として、場合によつてはそういうものの販売を制限するとかいうような措置を講じておるといふようなところもあるわけでございます。

○市川房枝君 この法律によつて取り締まられているとおっしゃるといふと、この法律のどこに、玩具であつてもこれは玩具ではない、拳銃の中に入らんだというその限界があるわけですね、どの法律になるわけですか。

○政府委員(大津英男君) この法律によりまして、金属製弾丸を発射する機能があるというふうな定められるものにつきましては、この法律の規定によりまして、第三条の所持禁止に該当するということになるわけでございます。

○市川房枝君 いわゆる玩具、まあこの法律に触れないものでも、望ましくないものが相当あるというところは、いまおっしゃつたとおりですが、まあ条例でもって都道府県でこれを取り上げていくというところで、警察としては、そういう問題については、たとえば玩具商といふとか、デパートといふとか、そういうようなところなんかをのぞいて、これはまあ注意にすぎないでしようけれども、なさるようなことはございませうか。

○政府委員(大津英男君) 純粋の玩具につきましても関心を持っておるのでございませうが、法律に基づいて警告をするとか取り締まりをするということはございませうが、たまたまそういうものが弊害が出ておるといふような場合には、懇談的な、行政指導といひますか、そういう程度のことにはやっておりますのでございませう。

○市川房枝君 今度の改正の中で、文化財保護に指定されておる刀剣類の移動の手續が少しめんどうになつておるようです。まあそれはそれでけっこうだと思つておるわけですが、文化財保護の登録を受けておるといひますか、所持してもいいと許可されておる刀剣類は、一体どのくらいあるのですか。

○政府委員(大津英男君) 許可されておる刀剣と登録になつておる刀剣と、両方になるわけでございますが、登録の刀剣は、昭和三十八年末におきましての現在数で九十二万九千二百八十八、これが三十八年末の刀剣類の登録されておるものでございませう。それから許可になつておる刀剣、これが一万四千八百二十六、こういうところでございませう。

○市川房枝君 登録されておるのは、要するに、それを持つていてもいいわけなんですよ。これが約百万あるということは、私もむしろうとなんですけれども、非常に多い数というふうな感じがするのでもございますが、そういう登録されておる刀剣といひますか、刀剣類を使つての犯罪というもの、やはり相当あるのじゃないかと思ひます。その内訳は……。

○政府委員(大津英男君) 犯罪に使われた登録刀剣類は百六十振りということでございます。

○市川房枝君 百六十……。まあその数は少ないと思つておるわけですが、使われる可能性はあります。

すね。この登録の標準といいますが、どういふものが登録の資格があるかということになるのですが、その登録の標準は、これはまあ文化財保護委員会のほうの標準によるわけですか。

○政府委員(大津英男君) 文化財保護委員会のほうにおきまして登録の審査委員を委嘱しております。そういうものの審査を経まして美術的な価値があるということで登録をいたしておるわけでございます。

○市川房枝君 まあ私あまりそういうことに興味がないからかもしませんが、その中にほんとうに芸術的といいますが、価値のあるものもあるでしょうけれども、そうでないものも百万というところあるんじゃないかと思うのですけれども、これはもう少し厳格にしたいと思いますか、そうしてもう少し数が少なくなると思いますが、一方からいうと犯罪に使われることが幾らかでも予防できるということにもなるわけなんです。その点はどうでしょう。これはまあその権限外ということになるかも知れませんが……。

○政府委員(大津英男君) お話のように美術刀剣として登録されたものでありまして、先ほど申し上げましたように犯罪に使用されたものもあるという状況でございますので、登録刀剣の審査を厳重にして、できるだけ厳格にやってみようというところは非常に必要なことだと思つてございしますが、ただ、問題は非常に多い、九十万本というふうな刀剣がすでに登録をせられておりますが、そういう登録をされたものはどういう人がこれを所持してもよろしいということになっておりますので、いかに刀の審査を厳重にいたしまして、持つ人につきましても審査というものは、登録刀剣についてはございせんので、それだけでは無理じゃないかと、かように考えるのでございしますが、申し上げましたように美術刀剣はやはり非常に犯罪に使われておる率というものは少ないということでございます。

○市川房枝君 これもしろうと考えなんですけれども、そういうのを家庭に持っているという例を

私ども知つておるのですけれども、たんすの中に

入れておつたりなんかするのですよ。そういうのも持ち主がこれを使わなくても、ほかに使われる場合もありまじし、何か一定の場所にこれを保護預りするといふような制度があれば……。そういうことを考えられないかどうか。所有権というものは、なかなかこれはやかまじいものではない、その人の所有は妨げるわけにはいかないのですけれども、何かそういう方法がないものか。これは私の感想だけなんです。非常に不安を感じるわけでございます。ただ、今度の改正でその移動についでの手続を少し厳格にいたしますか、やかましていくことにしたことは幾らかいいと思うのですけれども、これもひとつ少し厳格にやつていただきたいという希望を申し上げておきたいと思つております。

それから、これは改正の問題ではないのであります。この法律の中で、いわゆる刀剣類といつてもいいけれども、持ち歩いてはいけないう刀剣類の制限がございしますが、私もいわゆる刃物屋といいますが、市中の金物屋へ行きますと、いろいろな刃物がみんな売出してある。そういうのを見ますという、相当大きな刃物もあつて、一体こういう法律で、こういう刃物の禁止がされていくかどうかというのを、いままあ考えられないかという感じがするのでございしますが、もし、あれはやつぱりそういう販売店なんかで、こういう刃物はうちで置いていいけれども、職業といふか、業者はかまわれない、持ち歩くことはできない、あるいは持ち歩くものは刃渡り六センチ以下ですかのものをしかいけなうかなんとかいうことなんかを、一つのPRのようなものを、あいうところへ掲げさせるというふうなことはどうなんですか。一体そういうことをどうPRしておいでになるか。一般の人はそういうふうな法律ができたといふことぐらいは幾らか新聞やラジオでうる覚えぐらにはちよつと知つてゐる人もあつて、思うのですけれども、大部分はちよつとはつきりしないと思つてすけれどもね。

○政府委員(大津英男君) 御指摘のこの法律の第二十二条によりまして、刃物の長さ六センチ以下の刃物その他のものを正當な理由がなくして持ち歩くといふことが第二十二条によつて禁止をされておるわけでございます。したがつて、こういうものを持つて歩くことがいけないといふことのPRにつきましましては、三十七年のこの法律の改正直後におきましても法の趣旨の徹底につとめたわけでございますが、その後におきましても、刃物を持たない運動とか、いろいろな運動を通じて全国的に各家庭のすみずみまで、そういう運動を通じて、こういう趣旨が徹底されるようにつとめてまいつたつもりでございますが、なお不十分な点があるといふことでございしますが、今後そういう努力をしてまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

○市川房枝君 六センチ以下のものは持ち歩いていいわけですが、ライシャワー大使に危害を加えた子供は、あれは切り出しナイフでした。あれもちゃんと許可になつてゐる程度のものでした。それから三鷹の通り魔事件の少年の犯罪に使つたのは、肥後守であつて、これも許可されてゐるものでした。そういう許可されてゐるというか、これは制度のときの問題になるのですけれども、この程度のものは差しつかえないとして、六センチ以上というところで規定されたのだけれども、それ以下の中にも、そういう重大な犯罪に使われている例がどの程度ありますか、それも伺いたいたいです。それについてどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(大津英男君) ライシャワー大使に対してまして傷害に及んだときに使われましたものは十一センチありまして、これは違法といふことになつております。それから先般の通り魔事件で少年の使いましたものは肥後守で六・九センチ、こういうものでございします。この関係につきましましては、銃刀法の二十二条というのがちよつとややこ

しく書いてございしますので、もう少し詳しく申し上げますと、要するに刃体の長さが六センチメートル以下のすべての刃物はよろしい。それから刃体の長さが八センチメートル以下のはさみはよろしい。それから刃体の長さが八センチ以下の折りたたみ式のナイフはよろしい。それから刃体の長さが八センチメートル以下のくだものナイフはよろしい。刃体の長さが七センチメートル以下の切り出しナイフはよろしい、こういうふうなことで、総理府令で定めるところではかつてはかり方によりまして、二十二条の規制がそれぞれ異なつてゐるということになつてゐるわけでございます。こういう銃砲刀剣類に入らないで、二十二条の六センチをこえ、またいま申し上げましたようなものにも該当しないようなものを携帯してはならない。そういうものの統計は、ある程度あるのでございます。そういうものの統計は、ある程度あるの

でございますが、それ以外のこの二十二条にも違反しないといふような刃物につきましては、統計が実はちよつと申し上げるような資料が手元になつてございしますけれども、ただ、一般的に申しまして、いままで検挙、補導等から見ました凶器の使用状況から見ますと、三十八年度で申しますと、小刀類といふことでは三十八年度二百六十八、かみそりが五十一、その他の刃物が二百三十六、こういうふうな数字があるわけでございますが、これも正確にどうだといふふうにとつてございせんので、これが正しい数字で、これ以外ないんだといふことは申しかねる状況でございます。

○市川房枝君 まあ学校で鉛筆削りに使う肥後守といひますか、ナイフなんかまで禁止するといふわけにいかないでしょうし、そこはなかなかむづかしい問題だと思つてすけれども、これはさういふふうの犯罪が、ことに少年の犯罪が私に連連してゐる刃物類といひますか、こういうものとの関係をもう少しお調べいただいて、ひとつ御研究を願ひたいと思ひます。

それから今度の法律は、暴力団に対しての一つ

「世田谷何んでも市」というようなこととして新

しいスタートをしていきたい、こういう提案がございました。特に区長から、後援をして本腰を入れてやるからというので、再考するという方向を地元町会のほうも打ち出したわけでございます。その後十八日も打ち合わせをいたしまして、仮設便所の設置、それから出店区域の規制の緩和をする、地元も出すのもう少し緩和をする。それから警備に万全を期する。それから地元の商店の希望者は優先的に出店をさせる。こういうようなことも出まして、こういう点を区長、署長は十分考慮してやるからと、こういうことになりました。一月九日の会議におきまして、十五、十六の両日「何んでも市」としてこれを開くということを決議しておるわけでございます。で、警察としましては、そういう地元の町会の決議もございましたので、これがうまく行なわれるように、やり方といたしましては、ぼろ市通り一本という考えが前にあったわけでございますが、交通の支障がないであろうというので、旧道百二十メートルにつきましてさらに道路の使用許可を与えるということと緩和をする。それから一括しての申請ではなくて、個々の申請を地元町会の出店承諾書を添付して出してもらって、それに対して許可を与えるということにいたしました。地割りも警察と地元の者がやっていくというように、それから区のはらは仮設便所を五カ所、それから広報スピーカーを四カ所つけるというように、で、あやまちのないようにやっていく。こういう線を打ち出してまいったわけでございます。そういうようなことで、地元の店も出るようになります。見たわけでございますが、スミーズにボロ市が開かれました、ほとんど事故らしい事故もないというように、地元では好評を得ておった、こういう報告でございます。この間、何か暴力団が働きかけたのであつたとかこうしたとかいうようなことがいわれておるようでございますが、いままでも直接聞き、また報告を受けた範囲におきましては、絶対そういうようなことはなかつ

た、あくまでも地元の町会の意思を重んじて、また区役所ともよく連絡をとって健全な形でこれが開かれていくように署長としてはいろいろ配慮してきた、こういうのが実情でございますので、御報告申し上げる次第でございます。

○市川房枝君 いま御報告をいただいたようであれば、新聞の記事は誤解であつた、こういうことになるわけで、けっこうだと思ふのですが、この機会に、暴力団との関係で、私従来から考えておることを申し上げれば、結局暴力団がだんだんふえて、ずいぶん検挙してくださるのだけれども、むしろだんだんふえていく、その原因はいろいろあると思ふのですけれども、その一つの問題は、前からいわれておるように、やっぱり暴力団が政界とつながつておる、政治とつながつておるのだ、したがって警察にもつながつておるのだ、こういう印象といたしますが、いまも私はそれを消すわけにはいかないのですが、そういう疑いがやはりあるのです。だから、これは私非常に残念だと思ふ、不名誉なといひますか、これとだと思ふのですが、警察の場合だけに申しますならば、警察はほんとうに国民大衆のための警察なんであつて、大衆の治安の維持といひますか、あるいはそういう人たちの福祉の増進にお骨折りをいただいたおるといふ印象を国民一般に与えていたくない。暴力団なんかの味方ではないのだということを私ははっきり機会あるごとに示していただくといひますか、どこにもそういう誤解を受けまいように、今後もしていただく。まあ新聞なんかのこの間のそういう記事が、事実はそうでなかつたのにそうであつたとすれば、これはお気の毒といふことになるのですけれども、まあいまの御報告のまだ裏があるのかもしれないし、週間誌なんかには表向きは大体あつたが、おつしやつたようにこの記事にも出ておりましたけれども、やはり裏の政治的な動き、あるいはテキヤの動きなども出てきていて、私はそうだろうなというふうに思ふのですけれども、そういう点をひとつ今後御努力いただきたいと思ひます。それをひとつお願いして私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(江口俊男君) ただいまの御懸念でございますが、暴力団と政界とのつながりがあるかどうかといふことにつきましては、世間でも相当あるといふふうにいわれておりますから、どういふ関係で、どういふ筋で、またいかなる形であるかといふことにつきましては、暴力団の解明の一つの重要な要素として気をつけております。しかしながら、非常に関係があるとか、あるいはいわれてたほどでもないという結論は、現在出ておりません。だから、あるかないかといふことについて、これは差しひかえますが、その点は注目しているといふことは御了承願ひたいと思ひます。ただもう一つ、市川先生のお話で、したがって今度は警察も関係があると言われる、そのことばに對しましては、私たちの立場としては、かりに政界と暴力団の間のつながりがあつても、それでは警察と政界との間は必ずやういふつながりがあるといふ論法は、私はむしろしない。しかし、例外として何らかの形で出てくるものが皆無だとは申しませんけれども、ないことが原則だと、こういうふうにと御了承願ひたいと思ひます。

○市川房枝君 いまの長官のおことばは、私はたいへんうれしいのです、そういうおことばを聞くといふ。どうかそういうお気持ちでやっていたください。私の質問はこれで終わります。

○鈴木壽君 関連して、いまの暴力団と政治、政界といふか、政党、政治家、こういうものとのつながり、それからいま一つは警察とのつながりです、後段の警察とのつながりについては、私は長官のおっしゃるとおりだと思ひます。そんなことはあるべきことではない。ただ、中にきつめて一部ですが、何か暴力団に對してのつながりを持つてゐるのではないかとと思われるような事件がないわけではないのですが、それはそれとしていいのですが、前段の問題について、長官は非常に遠慮してものを言つておられるのですが、やはりあるのです、実際は。あなた方もこれはつかんで

いると思ふのです。特に最近の暴力団と右翼との結合のその中に、一部政界あるいは政治家との間のそれがもう出てゐるのです。それから右翼と結んでゐる。それからもう一つは暴力団が政治結社をつくつてやつてゐる。最近の一つの新しい、新しいと言つちやあるいは言い過ぎかもしれないが、最近の一つの傾向としてそういうふうになつてゐる。その連中の資金関係を見ますと、これはやはり政治家あるいは一部の政界とのつながりがあるといふやうなつきりした証拠があります。これは私が乏しい知識で言うよりも、あなたの方で十分御承知のことだと思ふのですが、ね。ですから、ただ注意してゐるということだけでなしに、私は、そういう問題に對してははっきりした見解を示しながら対策をやはり考へていくべきでないだろうか、こういうふうな思ふのです。がね。いかがでございますか。あるかないかわからぬといふやうなおことばでなしに、やはりお認めになるんじゃないでしょうか。

○政府委員(江口俊男君) 私遠慮して申し上げたわけではございません。ただ、事実についてそういう声もあるし、また現実にはたしかにおつしやつたやうに、個々の場合をとれば、これはどういふ筋からどういふ糸を引いてゐるなどというやうなことは出てくるわけです。しかしながら、現在の暴力団のやりますことを取り上げていきますといふと、どうしても困るといひますか、組といひますか、一つのかたまり全体が政界のほうにAならAといふところに結びついてゐるとすれば、出てこないやうな事件といふやうなものが交錯して起こつてくる。だから暴力団の首領のほうでは、かりにAといふものに結びついておりました、その構成員の行動に至りましてBのほうの立場でしか理解できない、あるいはCのほうの立場でしか理解できないという行動が出てくるわけです。具體的の事件を通して、あの系統だけというふうに見ていきますといふと、とんでもない間違いをおかす結果が出てくる。過去の事例を一つあの事件はこうだつたといふやうなことは差し控えますが、

いふと、どうしても困るといひますか、組といひますか、一つのかたまり全体が政界のほうにAならAといふところに結びついてゐるとすれば、出てこないやうな事件といふやうなものが交錯して起こつてくる。だから暴力団の首領のほうでは、かりにAといふものに結びついておりました、その構成員の行動に至りましてBのほうの立場でしか理解できない、あるいはCのほうの立場でしか理解できないという行動が出てくるわけです。具體的の事件を通して、あの系統だけというふうに見ていきますといふと、とんでもない間違いをおかす結果が出てくる。過去の事例を一つあの事件はこうだつたといふやうなことは差し控えますが、

いふと、どうしても困るといひますか、組といひますか、一つのかたまり全体が政界のほうにAならAといふところに結びついてゐるとすれば、出てこないやうな事件といふやうなものが交錯して起こつてくる。だから暴力団の首領のほうでは、かりにAといふものに結びついておりました、その構成員の行動に至りましてBのほうの立場でしか理解できない、あるいはCのほうの立場でしか理解できないという行動が出てくるわけです。具體的の事件を通して、あの系統だけというふうに見ていきますといふと、とんでもない間違いをおかす結果が出てくる。過去の事例を一つあの事件はこうだつたといふやうなことは差し控えますが、

そういうことになっておりますので、私たちは、現在の暴力組織がそういうふうな鉄の団結になつていないという点もよく考へて、むしろどちらかといへば、個々人の利害というものが相当その間に入つてくる要素が強い。こういう点で私は関係がある、まあ関係がないとは申しませんが、それじゃきつちとした関係になつてゐるかどうかという点について、相当あやふやな点があるように思ひますので、そういう立場から申し上げたわけでありませう。

それから政治結社を名のればいくらか体面もいといとかあるいは寄付集めも便利だといふようなこともございまして、一昨年、去年あたりは、政治的な綱領とかなんといふものとは別にできた団体でも、同時に政治結社の届け出をしたり、あるいはそういう目的を掲げたりしてやつてきたものが相当出た傾向は、御説明を申し上げたとおりであります。近ごろになりまして、むしろやほり自らが暴行団と自分でも名のものは一つもございませぬけれども、とにかく政治とは無関係に行動すべきだ、政治のような看板をあげたから、あるいはそういう顔をするからかえつて強圧を食うのだ、抑圧をされるのだといふような言辭が相当出てまいりました。現にこの前申し上げたように、政治結社の看板を一たん掲げながら、最近になつてこれをはずした、あるいは大きな親睦団体をつくりながら何らか政治的な意図があるように見られるからいかぬといふので、これを解散するといふような事例が出てまいつておるやうなわけでございます。いまからだんだんそういう傾向が多くなるだらうか、あるいはさうでなからうかといふことについては、まあ先を見なけりやわからせませんが、暴力団の取り締まりを強化することによつて、そういう仮装といふことは意味がない。むしろ意味がないよりも特ににらまれるといふやうなことで、私は、どんなふえていくんじやなからうかといふ心配は、まあないものだと現在は考へております。

○鈴木壽君 関連ですから、きょうはこれ以上やりませんが、それはあなたのお客えの中の初めのはうですがね。何々団とか、あるいは何々組とかといふもの、団をあげ、組をあげて、組織全員がある一つの政治家なり、あるいは政党の一部なり、そういうものに全面的に結ばれてゐるんだと、こういうことで私申し上げたのじゃないんです。そういうことは、実情からあまりないと思ふのですが、しかし、少なくともその首領とか幹部、こういうものがつながつていて、ときには金をもらひ、いろいろな連絡をしてゐるといふようなことがないのかどうかといふことになりまして、私はないとはいひ切れなかつたと思ふので、この前、ここに名前をあげて言つていいかどうかをわかりませんが、河野さんの邸の焼き討ち事件ですね、これなんか私も詳細はわかりませんが、あの事件の裏にいろいろそういう問題があるといふことも、もつぱらいわれてゐるのですね。これは私それ以上はわかりませんが、そう言つてゐるのを聞いた記事を見たりした程度しかわかりませんが、しかし、何かやつぱりあるんではないかといふ感じはしますね。

それからもう一つは、政治に非常に、何と言いますかね、一つの圧力団体たうなかつたことになつてゐる動きも最近ありますね。これは一般の新聞には出ておらなかつたのですが、最近も大日本愛国団体連合時局対策協議会という右翼団体の連合体が、政府に対して申し入れをしてゐるのですね。橋本官房長官と会つて申し入れをしてゐる。申し入れの内容なんか見ますと、私どもからしますと非常に心配なやうな問題も中に入つてゐる。しかもそれに対して官房長官は、何でもか、けつこうだから大いにやりましよう、と、全幅的な賛意を表したとかなんといふやうなことがありますがね。まあこれは新聞の記事がどこまで正確に事実を報道してゐるのかわかりませんが、ともかく何かさういふやうな動きといふものが出てきてゐることだけは確かだと思ふのですね。だから、こういう問題を、まあケース一つ一つそれ

はそれぞれ違ひ、いろいろな複雑な要素もあると思ひますが、あなたの方の手でとことんまで究明をしながら、そういう事実があつたならば、これはやつぱりひとつ暴力団対策あるいはこれにつながる右翼の問題、こういう問題をなくするためにも、はつきりした態度で、公表するものは公表する、あるいは必要な手段を講じるというやうなことをするのがほんとうじゃないだらうか、私はこう思ふのですがね。そういうことがはつきりなされないから、さつき市川委員が言われたように、警察もどうもこれはどうも手がつかぬのじゃないだらうかと、こういうふうな、あなたの方にすれば心外なことを外部でいろいろ言われたり、ささやかれたりするのですね。まあ私、先ほど申しましたように、きょうは市川さんの質問に関連してちよつとお尋ねしたので、これ以上申し上げませんが、その事実関係といふものをあんまり隠しておかないで、はつきりするところははつきりしたほうがいいんじゃないかといふ意見を一つ申し上げておきます。

○委員長(天坊裕彦君) 本日の審査はこの程度にいたしまして、次回二月十六日火曜日午前十時に開会の予定でございます。

それではこれにて散会いたします。
午前十一時十六分散会

昭和四十年二月十五日印刷

昭和四十年二月十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局